

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから定例会第5日目の会議を開きます。

日程に入る前に、名村肇議員並びに土田稔教育委員長から本日の会議に際し、欠席届が提出されております。やむを得ない状況と認め、受理したところでありますので、報告いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1、議案第9号** 平成23年度真室川町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。高橋保君。

○5番（高橋 保） 16、17ページ、2款の1項4目19節コミュニティ助成事業についてですが、当初予算641万計上しているわけですが、結果的には160万減額されていると。それで、このコミュニティ助成事業というのは町で申請されたものを決定するのではなくて、いわゆる宝くじを発行している関連団体のほうから申請された地区に対しての交付をされるというふうなこと聞いておるのですが、何件、23年度何件の申請があって、何件受託をされているのか。そして、受託した件数に対しての金額、対象額といえますか、その金額をお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） ただいまのご質問でございますが、平成23年度、俗に宝くじ助成というふうなことで皆さんにはなじみがある名前だと思いますが、これにつきましては3地区から申請がございました。例年真室川町今までも宝くじ助成やっておりますけれども、採択されるのがずっと1件というふうなことで推移してきましたが、ここ数年町内からも非常に人気がありまして、2件ぐらいずつ採択というふうなものがされておりました。昨年、平成23年度につきましては、3地区から要望がありまして、町としましては3地区できれば採択していただきたいというふうな、そういう希望的な数字を含めまして上がってきた3つの地区すべてを予算化したところでございます。ただ、結果的に3つのうち2地区が採択されたということで、1地区残念ながら採択ならなかったということで、結果的に1地区160万分を今回減額補正というふうなことで、2地区が採択されたというふうなことでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 産業振興条例、この奨励補助金についてお尋ねしたいのですが、20ページ、21ページ、それと農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業補助金について教えていただきたいのですが、産業振興条例、この奨励補助金なのですが、60万増額されているわけですが、

何事業で何人ぐらい雇用されたものに対しての補助金を出しているのか、それから農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金として799万8,000円の増額になっているわけですが、どのような事業に対しての補助金の内容であったのか、また採択を受けたのではどんな創意工夫をして補助金を受けたのか、その辺のことをお知らせいただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） それでは、最初に初めの産業振興条例のほうにつきまして私のほうからお答えしたいと思います。

産業振興関係の奨励補助金でございますけれども、雇用奨励補助金でございます。1人当たり12万円を交付して、新たに会社で、企業で雇用が発生した場合に支給しているお金でございますけれども、5名掛ける12万円ということで60万をこのたび補正させていただいております。企業の数では3社でございます。3社から5人というふうなことで、調査した結果、新たに5名がいるというふうなことでございまして、もう少し内容詳しく申し上げますと、昨年の当初予算作成する時期、12月、1月でございます。その後に新たに雇用が発生する。例えば2月、3月に、去年の2月、3月に新たに雇用が発生した方、ちょうどこのたびで1年になるわけでございます。そういう方がふえたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の補正の分でございますが、この799万8,000円につきましては総事業費が1,599万7,000円ほどのものでありまして、内容につきましては野々村地区で農作業受託を基点とした地域農業再編プロジェクトの位置づけで県の事業に採択されたところであります。3軒の農家の共同で6条刈りのコンバインを整備しまして、近隣圃場の水稻、あるいは飼料用米の収穫、作業受委託面積を拡大して効率的な作業集積と分業化の効果を出していきたいというものであります。もちろん産出額アップ、さらには就農、営酪化へとつなげていきたいというふうにする計画でございます。さきにロールベラーとセットで、既存のロールベラーを持っておりますので、そういった機械とともに活用することによって高品質な稲わらを収穫できるということでもあります。それらについては、秋山牧場への供給も視野に入れているということでございますので、そういった創意工夫のプロジェクトに対しての県の支援、それに対する町のかさ上げということで、県が3分の1、町が6分の1、いわゆる2分の1であります、自己負担として2分の1でやる事業でございます。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 8款2項4目、ページ数でいきますと24ページ、25ページの19節住環境快適サポート事業の補助金で、新築・改修補助金が605万の減額、浄化槽設置整備事業費補助金が311万の減額になって、大幅な減額が目立っているわけですが、当初予定していた件数より何

件減ったためにこうなったのか、あるいはその他の何かの理由があってこういうふうな減額になったのか、その辺のことをお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、庄司秀一君。

○町民課長（庄司秀一） 住環境快適サポート事業の補助金の減額でございますけれども、これはご存じのように去年初めて県のほうで住宅リフォーム事業という制度ができましたので、それに上乗せをうちのほう、町単で上乗せをした事業ということで、一括でしました。これもぎりぎりまで要綱、県の要綱等なりが定まるのが遅かったものですから、うちのほうとしてもどの程度の事業とか、そういうものを事前にアンケートをとることができませんでした。実績ということで、予算額から見れば住宅リフォームについては予算、当初予算1,275万に対して820万の64.3%というふうになっております。それで、実際新築なのでございますけれども、新築で実績としては4件の200万が実績です。改築は、これ単費ということで、屋根塗りなり県のリフォーム補助に該当にならないもの、これが22件見えています。それから、県のほうで補助金というのが29件の410万ほど見えています。これの件数、当初でもなかなか難しかったのですけれども、まだまだ周知不足もあったのか、これらについては来年も継続ということで新年度予算に継続予算を上げておりますので、普及していきたいというふうに思います。

続いて、浄化槽の補助金なのでございますけれども、当初予算で25基、9月で3基の増ということで補正予算させていただきましたけれども、去年の暮れ前なのでございますけれども、まだ未着工の方にお電話を差し上げました。そうしたら、結果的に6件、6人の方が、1人が急に、急にといいますか、転出予定となったということでの情報がありましたので、やむを得ないだろうということです。あとがこのような雪の状況等もあり、あと本人の経済事情等もあったものですから、やむを得ず6基、6基ですか、6基を減額とさせていただきます。

ご存じのように生活排水普及率についてはうちの町が県下最下位ということで、頑張ってきたわけです。頑張っているのですけれども、これについて来年度も継続しているのですけれども、このたび平成17年まで六、七万の県の補助もついていたのですけれども、県の補助がつくということで、県内示になっていきますけれども、町としてもずっと合併浄化槽の補助金の復活を要望しておりましたけれども、町の予算でもさらに補てんするならつくというような絡みですけれども、ここでまだ1基当たり幾らというのはちょっと県のほうで調整中でありまして、はっきりした数字はちょっとわからないのですけれども、県のほうでも補助金つくということです。来年度はさらに合併浄化槽を普及していきたいなというふうに、普及していきます。

そこで、関連ありますので、あれですけれども、合併浄化槽の今年度末の見込みということなのでございますけれども、平成23年度末では50.4%になります。それで、合併浄化槽をどんどん推進しているのは、朝日町に次いで真室川が合併浄化槽の普及率が2位なのでございますけれども、このたびの、これちょっとご質問と外れるのですけれども、震災ありました。そして、環境省のほう

でその震災に遭った地域、1,000基を調査したそうです。これ国会でも議論になったのですけれども、そうしたらだめになったのが3.6%ぐらいということで、災害に合併浄化槽は強いというものが国会でも議論になったということですので、普及率が、私もずっと普及率向上に向けて頑張ってきているのですけれども、逆に言えばこういうふうな震災も起きてそういうようなことが、優位性が認められましたので、今は低くてもだんだん高めていけば、今は低くても災害時には強い合併浄化槽の町になるのではないかなということで、よろしくそこら辺のことはご理解を願いたいと思います。

○5番（高橋 保） わかりました。了解です。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 私は、歳入のほうで13ページ、14款の2項3目衛生費県補助金の件なのですが、278万6,000円の減額となっています。この内容教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 佐藤議員のご質問の衛生費内訳に3つ、子宮頸がん等ワクチン接種事業費補助金、妊婦健康診査事業費補助金、あと健康増進法事業費補助金ということで、3項目ある中で子宮頸がんと妊婦健診のほうが減額ということになりました。この理由につきましては、妊婦健診当初予算で55名の方の14回分の予算化をしておったのですが、45名の方の受診、要は母子手帳をもらいになった方が45名だったと。回数のほうも14回ということで予定はするのですが、どうしても14回なさない方もいらっしゃったようであります。

あと子宮頸がん等ワクチンのほうですが、子宮頸がん等のほうの人数、これは80人の予定をしておったのですが、82人の方が接種はなさったのですが、3回と考えておったのですが、時期の問題もありまして3回なさない方もいらっしゃったようです。あとこれにはヒブワクチンというものも入っております。これについては、165人を当初予算で見ておったのですが、これすごく少なくなくて35人と。ちょっと接種前あたりにいろんな、全国的に、事故とまで言えないと思うのですが、接種後の副反応の問題も若干出たということもあって少し検討なさったのかなというように思います。あと小児肺炎のほうも同じように165人を見ておったのですが、37人というところで、ちょっとヒブ、小児肺炎のほうが少ないためにその分が255万6,000円という大幅な減額になってしまいました。

あと健康増進法については、いろんな健診、基本健診等々の部分がありまして、その分歳出のほうふえておりますが、全額が補助対象になるわけでありませぬので、少額でしたけれども、増額という形になってございます。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 大体の人数は把握できたのですけれども、1人当たりというか、どの程度の金

額がかけられていたのかも教えていただきたいのと、それから21ページ、4款1項1目の保健衛生総務費の中で妊婦検診委託料52万5,000円の減額となっています。今最上郡内ではもう県立新庄病院が分娩唯一できる場所となっていて、女性にはとっても不安な心配な点があるのですけれども、まずこの減額についてと先ほどのワクチンの1人当たりへの金額がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 子宮頸がんワクチン等の単価ということでよろしいでしょうか。

○3番（佐藤成子） はい。

○福祉課長（佐藤佐幸） 子宮頸がんワクチンについては、1回当たり1万5,000円です。これが3回ということになります。ヒブワクチン、これが1回当たり8,500円です。免疫の問題もありますので、2回、3回という方もいらっしゃるかと思います。あと小児肺炎ワクチンについては、1回当たり1万円という金額になってございます。

あと、妊婦健診のほう、先ほど人数等申し上げましたけれども、健診につきましては県立病院だけではなくて、出産はできないものの産婦人科を標榜している医院のほうでもやられておりますので、管内では2カ所で健診をなさっているようであります。ただ、里帰りということもありまして、山形県内広域での健診可能になってございますので、他管の健診も実施されておりますので、そういった部分も含めると相当数の医院のほうで健診をなされる状況になっております。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑はありますか。大友又治君。

○7番（大友又治） ページ数で13ページ、13ページの基金の繰入金というのがあります。地域振興基金繰入金、それから地域福祉基金繰入金、ふるさと農村地域活性化基金繰入金、スポーツ振興基金繰入金ということで、先週廃止した基金を一般会計に繰り入れて、それで次は17ページになりますけれども、17ページに財政調整基金積み立て1億2,253万6,000円、それから町有施設整備基金積み立て1億2,000万、この廃止になった基金をまとめて財政調整基金積み立てと町有施設整備基金積み立てに回したということで、基金の廃止のときにちょっといろいろ質問をさせていただきましたけれども、こっちの補正予算のほうにちょっと回すということで途中でやめたのですが、それでこれだけの2億4,000万のものを廃止したときに新しく産業振興就業基金貸し付けというものをつくったらどうですかと、これはもう一般質問でも何回も言っています。それから、同僚議員のほうからも提案がありましたけれども、町のほうで、国と県のほうでそういう手当てをしているので、町としては考えていないというふうなことだったので、それでこれ議長にちょっとお許しを願いたいのですが、農業後継者の支援のほうの基金との絡みで、そちらのほうに少し発展していてもいいでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 基金に関連して発言を許可します。

○7番（大友又治）　それで、この財政調整基金積み立てにするのがだめだとは言わないのですけれども、財政調整基金積み立て、何かもう大体決算の半分以上は積み立てをしているわけですから、決算で剰余金の半分以上は財政調整基金で積み立てをするか、それとも繰上償還に回すということで、ずっと積み立てをしていっているの、財政調整基金、もちろん財政状況からいうと十分ではないかなと。十分とは言えないのですが、5億8,000万ぐらいあるのかなと。ちょっとこれは22年度決算のあれですから、わかりませんが、それぐらいあると。それから、町有施設の整備基金については、これはこの前の同僚議員の質問のときにちょっと漏らしましたので、例えば中央公民館で今後どういことを予定しているの、1億2,000万を積み立てたのか、そこはちょっと総務課長にもう一回お伺いしたいところです。

それで、だから町有施設整備基金積み立ては、これは町有財産をこれから取得する予定があるということで、これはいいと思うのですが、それで産業振興就業基金貸付基金をつくったらどうだといっても、これはあくまでも基金ですので、ですから農業後継者を1人養成するために、1年間1人養成するために基金としては900万あればいいと。ですから、5人養成するためには、町が支援するためには4,500万あればいい。4,500万あればこれがずっといつまでも続けられるのです、基金ですから。これは、やるのではなくて、例えば年間50万、それを3年間、150万ですよ。国の施策が1年間で150万くれるという施策なのです、農業後継者に。それは、いろんな要件があるのです。県もそうですけれども、県の要件は国の45歳未満という要件を取っ払って、というのは220人ぐらい後継者がいたうちの何か40人だか何ぼかが45歳以上だったのです。ですから、国の施策の中にこぼれてしまうと。だから、そのこぼれるものを県が救おうとして、まだその要綱要領はつきり来ていないようだけれども、それで150万をやるのか、県は国でこぼれたものを救おうとしているわけです。そして、その中で一番のネックといいますか、後継するネックとしては、親元就農というのは該当にならないのです。だから、親が農業やっているところへ高校卒業してぽんと就農したとか、それからよそへ、例えばどこかへ働きに行っていて経済情勢で職を失ったと。では、うちへ帰ってこいやといったときにそういう人たちは150万という国の施策、それから県の施策は当てはまらないのです。だから、そういう人がいたときに町が年間50万やる。そして、3年間、技術が確立するまでやって、そして確立したら返してもらいましょうと、そういう基金をつくったらどうですかと言ったのですが、なかなかつくっていただけない。これだけのお金が、2億4,000万あってゆとりがあるのですから、そこから仮に4,000万ぐらいこっちの基金のほうに、定額運用基金のほうに、いわば教育振興修学資金貸し付けのようなものをつくってもいいのではないかなと。だから、今回こういうことがある、ゆとりがあるので、そういうことを提案したのですけれども、町長のほうでもそれまだそういう予定はないということですので、それでその件についてお伺いしたいと思います。

それで、この前もちょっとお伺いしていたのですけれども、教育振興基金の場合、つまり教育を受けて、では貸し付けを受けた人たちが町へどれぐらい残っているのかということをお伺いしたいということで途中でやめたのですが、つまり産業振興就業基金、これ農業だけではないのです。林業でもいいですし、商業でもいいですし、自営業を継いだ人についてどうですかというあれですから、別に農業とは限らないのですが、例えの話で農業後継者の話をしたのですけれども、つまりその人にやる貸し付けの場合は必ず町に残ってくれるのです。町に残っている人に対してやるわけですから、基金は、貸し付けをするわけですから、やるのではない。貸し付けをするわけ。それで、ある程度経営が安定したら返してもらおう。そのお金でぐるぐる回していく。これは、有利子にするか無利子にするかいろんな、これはこれから細部についてはすればいいのですけれども、そして教育振興修学資金貸し付けをして今返済している人で、例えば返済している人が100人いて、そのうちの何%が町に残ってくれているか。だから、そういうこともちょっと参考のためにお伺いしたいのです。3回しかできませんので、これがまず質問の1点目です。ちょっと長くなりまして申しわけない。

それで、もう一点がページ数で11ページ、これが当てはまるのかどうかちょっとわからないのですが……これは違うのかな。では、そのページ数ではなくて23ページ、23ページの活力創出基盤整備事業費の、23ページの一番下のところにありますが、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料、これ100万円の減額になっているのです。当初は、当初予算はたしか672万だったと思うので、そのうちそのときに当初は国庫が430万ぐらいで、一般財源が230万ぐらいです。ところが、100万減額はなっているのですが、これはどういう原因で減額になったのか1点と、それとこの長寿命化計画の成果品というのはいま出たのか。出たのだから、確定したのだと思うのですが、それにその成果を踏まえて町として橋の長寿命化を、ところが24年度予算書を見ても全然それが出ていないのです、計画の中に。だから、町としては、県や国でこれは平準化しないといけなくて、いろんなことで安全、安心のためとあって、長寿命化計画というものを掲げて今やっているところなのですが、町が策定業務は、修繕計画の策定はしたのだけれども、ではいつごろからかかってくるのか、長寿命化に。町の今の橋梁の現状等もあわせて長寿命化をどういうふうにやっていくのか。というのは、長寿命化ということですから、何もただ悪くなっているところを補修して、それを寿命長くするところなのですから、いわば橋なんかよく見たらもう欄干おっこちたりとかさびたりしていると。そういうのをちょっとした経費をかけることで橋の寿命を延ばすというのは、これはちょっとしたではない。相当な金額がかかるのでしょうけれども、だから例えば橋一つ直そうとすると相当、何億のお金がかかるわけですから、それを長寿命化するためのこれ委託料ですから、その辺のところ計画を、だから672万のやつが100万減額になって572万でまずできて成果品上がったのでしょから、だからそれについて町として長寿命化をどのように考えているのか。ちょっと長くなりましたが、その点

についてお伺いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） では、最初に基金の積み立ての話でございますけれども、財政調整基金でございますが、これは今までですと私どもも財調なりその他基金も含めて結構持っているというふうに思っておったところでございますけれども、近年ほかの市町村においては財調の積み立てをかなりやってきてございますので、結構最上さん、舟形さん、余り細かくはちょっとあれしてほしいのですが、2億ないし3億積み立ててきているという状況にあります、ここ数年で。という状況、現実が出てきていると。これなぜかという、ちょっとはっきりしたことは言えないのですが、ただ地域活性化対策、経済活性化計画でかなりの国からの金が来ました。それを多分平年ベースの中で行って、町単等単独費を抑えながら財調に積み立ててきている経過があるのでは、これ推測です、のではないかということで、はっと見渡したときに7億ぐらいになってきていると。大蔵さんについては、もう10億超えています。ということ、あと財調の考え方につきまして、やはり年度間調整という基本があるのですが、標準財政規模の1割ですとか2割ですとか、いろいろな考え方があるようです。それ決められたものではございません。その市町村がどのように考えるかというふうなこともあります。今回が、私どもこれ5億でございます。今までの財調の積立額については5億8,000万ほどです、22年度で。ということからすると、他町村と比しても少ないほうに今なりつつあるというふうなことも勘案しまして、あとは決算上の剰余金の約半額程度を財調に積み立てるというこれまでのやり方でございますので、それを加味します。ほかには町村においては、基金条例の中で2分の1というふうの規定されているところもあるようでございます、市町村では。ただ、私どもは大体半額ぐらいかなというふうなことでやってきているということからすれば、剰余金、今回基金の剰余金のうちの半分を、約半分について財調に積み立てて、これでほぼ23年度末においては他町村と同じぐらいによろくなると、だから逆にそういった傾向に今なってきたということで、今回これぐらいを積み立てる必要があるのだろうということでこの分を回したわけでございます。

なお、先般申し上げましたけれども、県のほうからも財調については今後の動向に備えてある程度の積み立てを行っておくようにというような指導もあるということですので、今回の措置になったということでございます。

あとこれからの公民館でありますとか役場庁舎でございますとかといった施設の積み立てについては、ご理解をいただいているというふうに思いますので、ただ中央公民館の構造、3階に大ホールがあるというような構造、あと役場についてもかなり古いと。診断をしてみないとこれわからないのですけれども、多額の改修費が必要であればいろいろな、その時点で予算を見積もった段階でその方向性を決めなければならないというふうに考えてございますので、中央公民館は24年度に耐震の診断を行うわけでございますので、それによって金額が出てくるの

だろうというふうに思っているところであります。

あと議員おっしゃるところの産業関係のいろいろな支援策でございますが、これは基金のあり方とまた違って政策的な論議かと思いますので、それについては担当課のほうが答弁いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） まず、農業後継者という観点に立ってご説明したいと思いますが、後継者対策としましてはなかなか手がいない中での状況では理解しておりますが、その方の就農意欲とか、将来何をどうしたいのかというそのストーリー性というか、そういった目標というものを持って行動して就農してほしいということにつきましては同じ考えではないかなと思います。いわゆる後継者を育てる資金だという部分だというふうに理解しております。今回お話ありました中で生活資金的な分野も加味されたものということになりますと、やはり有利子でありますけれども、一般金融機関でも取り扱われておりますので、そういったものを使うというのが1つ原則ではないかなというふうに思います。無理して融通しまして資金提供して本人のためになるのかという危機感というのでしょうか、不安というものも正直持っております。したがって、初めに資金、基金ありきではなくて、なぜ農業やりたいのか、こだわった農業、あるいはそのリスク、家族の理解、軌道に乗るまでの根気というのでしょうか、そして地域とのコミュニケーション的な……

（何事か声あり）

○産業課長（佐藤喜典） そういったものを目指すものではないかなというふうに思っております。そういったことで、当然借りたものは返さなければなりません。返済期間において販売収益があるのかどうかということを考えますと、よっぽどの経験といえましょうか、実践したものがなければ農家を苦しめる結果にもなりかねないというふうに思っております。そういったことからすると、気持ちをつながせるために仕掛ける資金ということではなくて、先ほど申しましたようにやはり何をしたいのか、何をを目指したいのかという、そういった中の相談を受けて、受ける場所もあります。そして、そういった就農資金の制度資金もございますので、そういったものをまず活用するという相談から始めたほうがいいのではないかなというふうに思います。今回の基金の中でも話あったように行政のスリム化ということ今目指している中でこのたびの基金の整理でもありますので、新たな基金の考えというものは考えておりませんので、現行の制度の中で対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、このたび新たに新規就農者への支援としまして 青年就農給付金的なものが出ました。これについては、親元就農はできないということではなくて、親元に就農してから5年以内に親から経営を継承するという場合については、その給付額150万の対象になるということでもございますので、そういった制度を十分ご理解していただいて対処していただければ

なというふうに思っております。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 教育振興修学資金の利用状況、それからそれらを利用した方々の町内への在住率……

○7番（大友又治） 何割とどまっているかだけでいいです。

○教育課長（佐々木 明） では、在住率という部分だけで結構ですか。

○7番（大友又治） だから、返済している、例えば何人が返済していて。

○教育課長（佐々木 明） はい、わかりました。

それでは、平成元年からの創設でございまして、現在464名の利用がございまして、うち本年度貸し付けしているのが59名。

○7番（大友又治） 59。

○教育課長（佐々木 明） 59名です。完納者が251名。したがって、今返済中が154名ということになってございまして。464名中貸し付けを行っているのが59名ですから、約400名に対する居住率ということで、うちのほうでとらえているのはおおむね4分の1と、25%程度は町内に在住しているだろうというふうにとらえてございまして。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 橋梁長寿命化修繕計画の策定業務に関してでございまして、この業務委託につきましては当初642万ほどで実績を積み上げてございまして、入札の結果、441万ほどで契約をしております。他の委託関係もございまして、今回100万円の減額としたところでございまして。

次に、この長寿命化の成果品でございまして、現在この作業するに当たりまして東北大学の大学教授のヒアリング等も2回ほど受けてございまして、その間いろいろ手直し等もご指摘を受けて直しているところでございまして。それらの修正等が完了しますと、国土交通省のほうに提出しまして承認を受けるというふうなことでございまして、今現在まだ業務は進行中でございまして。年度末ぐらいで業務が完了する見込みでございまして。

24年度の橋に関する計画でございまして、現在町では113橋保有してございまして、そのうち4橋ほどが長寿命化の修繕計画からは外している橋がございまして。今現在かけかえ中の大池橋、あとは主要地方道真室川—鮭川線の権現堂のバイパスができましたことによりまして、旧道にかかる権現堂橋、あそこの区間は通行どめにしておりますので、利用しておりませんので、それらの調査もやっております。あとは、大池1号線にかかる大池橋2号橋というのがございまして、これにつきましては21年度にボックスカルバート化してございまして。橋長も短いものでございまして、そのような対処をしております。あとは、大滝駅裏にあります町道大滝—上前山線という町道がございまして、川向こうに渡るつりばしがございまして。上前

山橋というつり橋でございますが、これも老朽化してございまして、通行不能な状態でございます。これらの橋の点検は実施はしてございませぬ。24年度の橋につきましては、現在施工中でございます大池橋のかけかえ工事が24年度でかけかえが完了する計画でございます。あと24年度予定してございませぬ継続事業でございます町道新及位一中の股線道路改良工事に伴いまして、小六郎沢川にかかります延長3.5メートルの橋でございますが、これも道路改良に合わせてボックスカルバート化する予定としてございませぬ。また、あと……

(何事か声あり)

○建設課長(高橋 忠) あと八敷代の清水橋につきましても、木橋でございますが、床板の張りかえを24年度で行う予定にしてございませぬ。

長寿命化修繕計画でございますが、これにつきましては先ほど言いましたように今年度いっぱい作業がかけまして、これができますと交付金事業に取り組んで作業ができるわけでございますが、24年度の交付金のヒアリング等は既に完了してございまして、この成果を受けまして25年度から具体的な交付金でこの事業の成果を活用し、橋の修繕関係に結びつけていきたいというようなことで考えてございませぬ。

○議長(佐藤忠吉) 大友又治君。

○7番(大友又治) 財政調整基金については、標準財政規模の仮に2割と申しますと7億ぐらい、うちで8億ぐらい積み立てなくてはならないという状態で、それはそれでそれ以上言いません。町有施設についてもこれからいくということで1億2,000万積み立てをすると。それはそれで納得をしましたけれども、産業振興就業基金については国の施策が出ているのですけれども、一応先ほど産業課長の説明もありましたけれども、ただ親元就農している間は出ないわけです。ところが、これは親元就農、5年間親元就農していて、5年以内に自分は例えば独立するとか、親とは別のものをしようとするとかこの150万、国の対策の対象になるのです、この要綱は。ですから、技術が確立するまで、例えば高校卒業してすぐ技術が確立するかって、確立しないので、だから5年以内に確立したら、今度は国の施策で自分がこういうことをしたいというふうに親元から切り離して転換するともらえる。それまでの間つなぎをどうですかということも含まれているのです。

それから先ほど言いました県が224人のうち31人が何か45歳以上だったというのですか。ですから、県はそれを救うのをつくったのです。だから、これは物の考え方なのですけれども、今農業の後継者がふえているという、県でふえているというのは、何も農業が魅力あるから、来ているというだけではなくて、他産業が悪いので、いたし方なく農業へ就業しているという人数も非常にあるわけです。国のほうでも、まずもう農業の基幹的な年齢が66歳になっているので、これはもう年間2万人新規就農者をふやしていかないと、青年新規就農者をふやしていかないと日本の農業が継続していかないとということで国の136億、150億ぐらいの予算が計上に

なったわけです。ただ、そこからこぼれるものはいっぱいあるわけですから、国の施策で全部救えるものなんか何もないのですから、だからそのこぼれたものを県が救おうとして、県でまだ全体像が固まっていないですけれども、ただ県は45歳以上の後継者についても救おうとしているわけですから、だからそのこぼれた、こぼれた、こぼれたやつを町が救う方法を考えたっていいのではないですかと。そのお金は、4,500万あれば年間5人救えるということなのです。拾えるということなの。だから、こういう制度があるから、町でおまえどうしても都会で楽でなかったら帰ってこいよと言えればいいではないですか。言えるではないですか。国でこういう施策があって、県でこういう施策もあって、町にも今度このたびこういうのが出たから、そんなに派遣とかなんとかでこっち行ったりするのだったら、うちに農地も少しある、おまえが帰ってきたかったら、ではここで3年間か5年間かけて技術をあれして、そして新しいものをやってもいい。そのときには、国や県の施策にまた乗っけていく。そういうための一つの、だからまず県や国のそれを補足するための一つのそういうのがあってもいいのではないかと。例えば修学資金だってそうですよ。育英資金なんていうのちゃんとあるわけですから、あっても、国のあれがあっても町独自でつくっていて、医学系行くところにはさらにはというふうに町ではしているわけですから、まず教育ももちろん大切ですけれども、産業振興のための基金を、5,000万やそこら、これ基金ですから、ただそこから一般会計のほうからどこから、どういうふうにしたらいいのか私わかりませんが、教育振興修学資金の貸し付けの要綱見たって、条例見たらそんな難しいものではないです。せいぜい2ページもあればできるような条例です。そこへ運用をどういうふうにしてするかです。要は、これは農業振興に関して町の後継者育成、それからさらには人口減少しているのです。若い人がどんどん流れていっているのだったらそれを引きとめるため、それで呼び寄せるため、そういう施策の一環であってもいいわけです。そんなもので4,000万や5,000万ちょっとわきへ積んだって、そんなの何も痛くもかゆくもないですよ、うちの財政状況の中で。だから、そこを言っているのですけれども……

(何事か声あり)

○7番(大友又治) ですから、これは町長のやっぱり決断だと思うのです。町長のお考えなのです。町長、農業振興で一生懸命頑張ってくれているのですけれども、だから何もないといたって、まだうちは20億しかないわけです、農業の販売高なんていって。農産物の販売高20億、19億のやつを27年度で20億するというような計画しか立てていないのです、27年度で、第5次の計画で。そんなものではなくて、後継者をどんどん育成して、では県でだって3,000億しようとしているときにうちが20億なのです。だから、その辺のところ、ただ農業後継者をふやさないことにはこれからうちの農業何だかんだ言っていたって町の農業は上向いていくわけがないのですから、ここは町長の考え方一つだと思うのです。すぐすぐつくれというわけにいかないでしょうけれども、その考え方について、できれば24年度ぐらいにつくりますと言ってもらえれ

ば一番いいのですが、それは町長の考え方です。そこをお伺いしたいと思います。

それで、橋の長寿命化については、これでただ計画を策定しただけではなくて、25年度あたりから、24年度の大池橋の大きいところが終わったら25年度から着手をするというふうな答弁でしたので、それで話の中にちょこっと出たから、あれなのですが、恒久的な橋もそうですけれども、つり橋等もあるし、それからこれも利用しているので、これもやっぱり段階的な改修をさせていただいているようですけれども、その辺もぜひ一緒になって考えていただいて、町民の安心、安全と、それからやっぱり予算をずっと、一時期にどんと経費がかからないように平準化をする意味も込めて長寿命化についてはまた、25年度からということで、その辺をまた見させてもらいたいと思いますけれども、そっちはだから答弁はいいです。では、それだけ。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 町長だけでやるものではありませんので、職員、町民の方々いろいろ意見を聞きながら施策を進めてきているところであるわけであります。農業関係の方に聞いても、例えば農協がこうやると言ってもなかなか進んでこなかったというようなことで、やはり農家の方がやる気を出してすることに対して支援していくというような支援をしてきているというような話を聞いたりしているわけで、また課長がやる気、やる気というようなことを言っているのがそれに反映されているものであります。町としても今までもすばらしいことをやってきたのですけれども、途中で効果があるのかとか、いろいろそういう話も私も聞いてきました。そうではないだろうと、町、農業関係者、農家の方がやってきたのだから、これでいいのだろうというようなことがなかなかないと、残念だなと思ったことも私は経験してきました。

最近になって、確かに大友議員が言われることもあろうかと思えますけれども、ずっと担当課のほうの話聞いてやってきているわけでありますけれども、園芸関係やりたい、園芸、野菜組合の人たちが一生懸命担当課に来て説明して、こういうニラをやりたい、ネギをふやしていきたいのだというようなことで、具体的に言ってきてもらって進んできていると。それに対して補助も町、県、国のものを探しながらやってきていると。畜産に関しましても、畜産の皆さんが来まして、何とかお願いしたいということで、自分たちも一生懸命頑張るからということで進んできております。あとは国でも、出さなくていいのです。出さないで150万もらえるということでやれるわけです。あとは、もっと勉強したいというのであれば農業大学校に行くのを無料で、無料でというか、150万もらってやれると、そういうすばらしいことが始まっております。それでもまだやりたくてもできないという方がどのぐらいいるのかということも逆に教えてもらって、言ってきてもらえる人がいればそれに対応していかなければいけないというようなこともあろうかと思えますけれども、議員が言われてそういう人たちがどのぐらいいるのかも逆に教えていただければ、そういう人たちの話をしながら何らかの解決策を見つけていけるようなこともできるのではないのかなと思っているのですけれども、そういうところで、

やらないということではなくて、どのぐらいの人たちが、意欲ある人たちがどのぐらい、我々に来てそういうことを言ってもらえればある程度考えも変わってくるのではないかと私は考えているところでありまして。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 後継者の育成をしなくてはいけなくなった、国が考えたというのは、つまり日本農業がもう本当にこのままでは立ち行かなく、TPPの問題とかありますので、そういうことでこの予算を組んだわけなのです。ですから、今までとは情勢がまた変わってもきている。それで、町の農業を考えたときに、確かに後継者が頑張ってくれています、畜産についても。ただ、真室川町を考えた場合にこの中山間地の中で土地利用型の農業、国の言うように10町歩まとめる、20町歩まとめるというの、これは楽でない。だから、畜産と、それから園芸を取り入れてやっていこうというのが、うちは水稻プラス畜産プラス園芸というふうな方向性をつくっているわけですから、ただ園芸についてもずっといつまでもこのものが続くというのありませんし、ですから新しいものをチャレンジしていかななくてはいけない。だから、町や県や国のいろんな施策を取り入れながら、いろんなハード面の補助は今までもしてもらっているのです。それはそれで非常にありがたいことで、それで町もそこへ6分の1をかき上げるとか、これはこれで非常にいいことなのです。だから、それとソフト面のことがもう少しあったらなおいいのではないかと。というのは、平成22年度で町が9人ですか、23年度で7人、そういう人たちに例えばアンケートをしたときにこういう制度があったら、後継者というのとはらえていますよね、だれが後継者というの、23年で7人、22年で9人ですから。例えばそういう人たちにもこういう制度があったらどうですかとか、そういうアンケートも町でやってもどうなのでしょう。私らたまには聞いています。そして、なった人たちもぼおんと高校卒業して上がって、親としてはやっぱり小遣いをやらないといけないわけです、子が来れば。今まで学校行っていたよりはかからないから、楽になるかもわかりませんが、ただそれもそうですけれども、あとは新規就農もそうですし、途中から帰ってくる人たちのことも、だから町の人口減を食いとめる。それから町の農業の基盤も強くする。いろんな意味でちょっとどうですかということなのです。それは、ここ幾ら言ってももう堂々めぐりで水かけ論になりますので、これ以上言いませんけれども、ただそういう要望も、我々もまだこれからも機会あるごとにはしたい、要望といいますか、提案もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。もう最後ですから、答弁は要りません。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

（午前11時00分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議場が多少ヒーターのトラブルで寒くなっておりますので、風邪を引かないように、寒い方は対策を講じて結構ですので、議会のほうは予定どおり続けたいと思います。

引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 私から子ども手当についてちょっとお尋ねしたいと思います。

ページは、19ページですか……

○議長（佐藤忠吉） 19ですか。

○10番（五十嵐久芳） はい、19ページ。扶助費130万ほど減額はしているのですが、これについて民主党政権の中でそれ相応の子ども手当を出してもらえるようになりました。今制度改正の中でもあるわけなのですが、その制度の中で給食費、保育費等々、我々の地域でも子供を育てるために費用を捻出させてもらっておるわけです。そこで、今までちょっと聞いてみますと、給食費等々、ちょっと未納、滞納という分があったなというような記憶をしております。そして、この子ども手当の制度については、その子ども手当から給食費なり保育料なりを、これ許可を得ながらですけれども、差しかえの徴収をできるというような制度になったようです。したがって、今年度、23年度ですか、そこら辺の対応がどの程度なされておったのかなということがあります。その点を1つお尋ねいたしたいと思います。

それから、21ページ、これの畜産費、負担金、補助及び交付金、これの堆肥等有機性資源活用促進事業費補助金、これ丸々県の事業になっていたようなのです。県支出金ですか、県の補助金、これを計画したはずだったと思うのですが、これ全部減額補正をしているということで、これどんな事情があったのかなと思うわけです。その辺の事情がどうだったのか、これをお尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） まず最初に、子ども手当の件、私のほうから申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおり今般の改正で給食費等、あと保育料について天引き、通称天引き、源泉ということで納入いただくことは可能になりました。ただ、納期というか、手当が払われる時期との兼ね合いとかもございましたので、保育料に関していけば滞納者のみに同意をいただきました。学校給食費並びに学用品等につきましても、教育委員会と学校の中で連携をとりまして、多額というか、なかなか通常では一気に納め切れないなというような方々に学校と教育委員会のほうでお話をさせていただきながら同意をいただいております。学校関係では、同意をいただいた方は4件でした。そのうち3件の方が実際に給食費、学用品費等という形で子ども手当からの一部納付をしていただいたようです。金額につきましては17万2,000円、3件合わせまして17万2,000円だそうです。保育料の滞納分につきましては、同意をいただいておりますが、窓口払いという形にしてほしいという本人の申し出がありまして、その中から全

額だと困るのだろうと思われましたので、ご相談申し上げて一定額を納付いただいたと。今後保育料につきましてもそういう形、先ほど申し上げたのは年度を超えた分がどうしても出てまいります。2月に支給されるのは1月までですので、2月、3月分の未納につきましては6月に支給する分からの天引きになりますとどうしても年度を超えるということもありますので、なるべく年度内納付ということを奨励したいという部分もありまして、そのままお任せという形ではないほうがいいのかなど。あと交付される金額も年齢によっては1万円という状況になりますので、4カ月分ですので、4万円なのですが、月保育料が1万2,000円とか3,000円とか子ども手当で足りなくなる場合も出てまいりますので、その状況に応じてやはり保護者と相談の上で源泉するのか窓口払いにして計画的納付をするのか判断をしてみたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 堆肥等有機性資源活用促進事業費補助金でございますが、これは9月の補正で野々村の農家グループで計画しておりました稲わらの収集機械、ロールペーラーの導入についてでありました。その後実を申しますと、全農、農協を経由してそちらのほうでその分の負担、助成を行うというようなことがありまして、いわゆる県の2分の1プラス全農のほうだと思っておりますが、そういった多分新しい施策が原発絡みの中で出てきたものというふうになっておりましたがゆえに、町のほうにこれは手を挙げた部分については辞退したいということで申し出があったがために今回減額ということになった次第です。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 子ども手当については、ことしも予算が、予算といいますが、つくわけですが、本当に滞納、未納がないように保護者と連携密にしましてなるべく、保護者の方もこういうものに関してはそう怒らないで相談に乗ってくれるかとは思いますが、この辺をきっちり今後ともしてってもらいたいなと思います。

堆肥、これちょっと聞き漏らしたのか、この制度なのですが、全農で肩がわりするということになるわけなのですか、これ。今この町の中での一つの事業からいくと2分の1の補助、全農関係の中でいくとこの辺がどう変わって、補助率がよくなったのか、この辺の関係お尋ねしてあれます。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 補助率そのものは多分2分の1、変わらないと思います。ただ、JA、全農を経由するというだけのものでありまして、その機械の導入に当たっては緊急性があったということ、そして2分の1ということもありまして、町の部分に加らなくてもその制度が生かされたということで理解しております。

○10番（五十嵐久芳） 生かせたというの。

○産業課長（佐藤喜典） いわゆる町の助成は今回なかったのです。普通ですと3分の1プラス6分の……

○10番（五十嵐久芳） 3分の1、6分の1だな。

○産業課長（佐藤喜典） という全体で2分の1とする制度があったわけですがけれども、この稲わらの関係につきましてはそもそも2分の1という県の、あるいは国の緊急的な施策の中で、多分ことし限り、この事業限りというものだったというふうに認識しております。したがって、それが……

○10番（五十嵐久芳） 町そのものがないから、やめることになったわけですか。

○産業課長（佐藤喜典） それが全農を経由しても同じ事業効果があったということからすると、町のほうに手を挙げずに全農さんのほうから直接いただくような形をとりたいということの申し出があったところなのです。

○10番（五十嵐久芳） ちょっとわからないな。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君、挙手の上発言をしてください。五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） おれ頭悪いな。一応申し込みはしたのでしょうか、この制度に関しては。それで、予算化をしたと。補正でしているのだかな。いざこれをやろうとしたときに、全農の窓口でもって申請をすると。そして、この制度は時限立法で、県では2分の1の補助で、通常だと町では6分の1するわけなのだが、この制度に関しては真室川町では出せないと、こういう経過措置になった今の話の流れですか。間違いない。

そこで、では何で町で出せなかったのかなという思いがするわけです。出してやれば、恐らくこれ買ってないということになるのでしょうか、この事業は。買えたかもしれません。そして、稲わら収集、これ畜産にもかわりが出るわけです。畜産振興のためにも何か変な制度のかかわりをボイコットしたみたいな感じで、ちょっと理解苦しくてあれですけども、ではその辺もう一回聞いて、わからないやつは後でゆっくり聞きます。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 大変説明が悪くて申しわけございません。最初に、事業の性格というのでしょうか、この事業につきましては原発の事故で稲わらの収集が、なかなか東北のほうでの収集がおぼつかないということがありました。したがって、緊急的に国のほうで、いわゆる稲わら収集する機械装置というものを必要なグループに対して補助金をあげましょうということになったわけです。それでもって県のほうから打診がありまして、町のほうでそういった農家に対して周知したところ、野々村地区のグループで手を挙げた方が、農家がございました。それでもって予算化をしたということになります。ところが、機械導入はされています、現地で。いわゆる県が2分の1以上のものを今までやったことがないのです。例えばすべて野菜生産組

合のほうにそれをやっても、2分の1という負担でもって賄ってきたということからすると、今回の2分の1助成についても公平感を考えるならばそれに上積みする必要はないだろうという判断から、言ってみればトンネル的なものにならざるを得ないという判断をしておったところではあります。それでもいいからということで農協からの話もありまして、野々村のほうに機械の導入をしたところでありまして、したのは、いわゆる全農絡み、農協絡みで、それを經由して各グループのほうに機械が入ったということでありまして、町としては県から直接お金をいただいて、それを交付するというようなものではなかったということで、実際はその機械は現地に入っているということをご理解いただきたいと思っております。なお、これは単発的なものでありまして、この事業もうされていないはずであります。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 総務課長、財調基金の問題で大変あなた注目すべき発言をしたなというふうには私思っているのです。といいますのも、施設の建てかえとかいرونなこと、耐震を強化するというようなことで積み立てをするのだと、こんなような話がありました。もう一点は、庁舎を新築するかしないかと、こういう問題、点にも踏み入りました。この庁舎、随分建築してから古いと思っております。中央公民館も39年、38年あたり建設した公民館だったというふうには思っておりますので、古いと思うのです。そういう意味では、当時の建築基準法といいますか、そうした耐震、今の現在の耐震、例えばマグニチュード7とか8とかというふうな地震が来た場合、耐えられる構造にはなっていないのではないかと私思うのです。そういう意味では、耐震の審査をするということ言っていましたけれども、耐震の審査しても先ほど言いましたような震度が来たならば、あったならば耐えられる状況ではないですよというふうな調査の結果が出るのではないかとというふうには私は危惧しているのです。そういう意味では、あなたは新築というふうなことも視野に入れていました。そういう意味では、新築するということは大変財政的にも、予算とか補助金とかなないというふうな、制度がないというふうなこと聞いていますので、これは積み立てを今から随分しておかないと大変だというふうには今思ったのです。そういう意味では、財調積み立てをするということは大変私も賛成であります。そういった意味で、今すぐに建てかえしなくてはならないといった場合には町債起こさなければならない。借金しなくてはならない。そういったときに皆さん方覚悟はできているのかと私は思うのです。町長、町長はどうですか。この庁舎、震度7、8来たときには耐え切れないで崩れ去るだろうというふうな調査結果が出たら、どのような今後の活動というか、あなたの町長としての責任といいますか、どのような行動起こされますか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 私が申し上げました、新築するという前提でお話を申し上げたつもりではございません。もしそうとられたのであれば言葉が足りなかったのかなというふうに思います。

調査の結果によっては、改修費等を勘案して、そういうことも検討しなければならないというあくまでも選択肢の一つであるという意味でしゃべったつもりでございますので、誤解があるとなれば申しわけなかったというふうを考えてございます。

やはり庁舎は最後の最後というふうを考えてございます。庁舎を建てかえるという前提での施設整備の積み立てではないということをご理解願いたいと思います。建設課側は、平成10年にやって一部耐震基準も満たしております。この庁舎も一部改修しながら、例えば前の階段の部分を切り取ったり、下の車庫、倉庫であったものを事務室にしたりと、いろいろな改修をしているところでありますので、これなかなか7、8で崩れるかと言われてましても、これは当時の建築技術がどの程度であったのかということについては、穴をあけて耐震調査をしないとやはりこれは一つ一つわからないのだろうというふうに思います。何か昔のほうがいいコンクリートを使っていたとか言う方もいらっしゃいますし、かといって片やでは鉄筋はそんなに十分入っていないかもしれないと。これは、いろいろな建築に携わっている方もそのように言われておりますので、まずは人が集まる中央公民館を最初に判断をしていきたいということです。庁舎については、今言いましたように一部耐震基準を満たしているところもありますので、有事の際は速やかな避難経路というふうなことも含めて、今後の地域防災計画の見直しの中で個別の避難経路等も示すというか、検討するということになってございますので、庁舎と、あとは避難場所となり得る施設についてもその防災計画の中で一緒に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 結果によってはということになるかと思えますけれども、そういう調査をしながら進めていくという考えであります。教育課長からもありましたように、逆に中央公民館のほうがホールが3階にあるというようなことでは耐震も大変なのかなというような思いはあります。逆に庁舎のほうは柱等、いろいろ入っておりますので、ある程度補強すればできるような、私個人的な考えですけれども、やれるのではないかなとは思いますが、公民館がどのように出るかというのがちょっと心配しているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） では、耐震の調査によってということでありまして、それを聞いてみても、総務課長の話ですと耐震の構造を強化すればいいのではないかとというふうな考えのようです。でも、やっぱり何か有事の際に役場が対策本部なのです。去年も設置しました。そういったときに、やっぱり相当強固な施設でないとなかなか対策本部というのはやれないのではないかと思います。東日本のあの震災、皆さん記憶に新しいと思いますし、本当に残念な結果になっております。町の庁舎だから、逃げ込んだらそこで大勢の方が亡くなったという事例もいっぱいあるのです。そういう意味では、ここは津波も、そういうものないと思えますけれども、地

震でがたがた揺られて対策本部で指揮がとれない。例えば今日の事務方の机見てみますと、すぐ電子機械いっぱいあります。皆これです、コンピューター。来たときにどうしますかということなのです。壊れたから、対策本部機能していませんというようなことでは町民に申しわけないのではないかと私は思うのです。そういう意味では、建てかえするなり強固な構造にして耐えられるようにするというのもいいでしょう。でも、先ほどあなたがちらっと言いましたように対策本部なり設置するその場所、強固な場所に設置をするというふうな私は条例、あるいは規約ぐらいは、規定ぐらい欲しいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 災害対策のかなめとなる拠点ということの強化策ということでございますけれども、やはり想定外という言葉使うなというふうに前も言われておりますが、なかなかこれ、国、県が今防災計画見直しをしてございます。その中において、新庄盆地断層帯、山形の盆地の断層帯の影響について調査が出てきていると。それに基づいた対策を行う。したがって、いわゆるこの鉄筋コンクリートづくりですとI sとか、0.7ですとか、いろいろなことがございます。耐震構造満たしているところは必要なのではないかとのご意見かと思えます。やはりその場合は、コンピューターも入ってございますが、来年度以降はクラウドということで役場にサーバー、いろいろな業務のサーバーを置かないで、今委託している業者のところにサーバーを置いて、そこと回線で結んで業務を行うと。これがこれからの時代の趨勢になっていくことで、自治体クラウドということでもかなり推奨をされております。これは、阪神・淡路、今回の震災からそういうのが推奨されるようになってきているというふうなことで、私どもも基幹業務の更新に合わせてその手法を取り入れます。ただ、電気がとまればこれ業務とまるわけでございますので、ただいま工事をしております役場庁舎にも非常用電源装置を今月中に設置をいたしますし、情報センターにおいては肝心かなめの光ケーブルに電源を供給するための非常用発電機も備えてございます。これは、3日間稼働ができるものでございます。その他防災放送等については、今まで配置しております発電機のほかに防災の一時的な避難場所となり得るところの、詳細はまだこれからでございますけれども、20カ所に小型発電機を設置する予定です。それらにおいて防災放送等の個別のバックアップを行うということも考えているところでございます。ですので、防災放送についてはそのようなバックアップ方法をとりたいと。ただ、回線切れますと業務ができなくなるという、3日間過ぎれば軽油がなくなりますので、続けばよし。もしもの場合に備えた場合は、通信回線が切れた場合に最低限の住民に対応するためのサーバー、小型サーバーを1台役場に置くバックアップ手法をとっています。これもいろいろありますけれども、業務継続計画というものを各企業等で作られておりますので、自治体においてもそのような有事の際に危機管理として、BCPというふうに言われておりますけれども、事業継続計画ということの一環でその設置もしてございます。あとは回

線さえ来ていれば、例えば総務課近辺が、余り話ししたくないですが、天井がちょっと崩れたといった場合は建設課の方向に線を持って行ってやりますし、非常用電源装置がある今の情報センターに拠点を移すという場合もございますので、それはその場合に応じたケース・バイ・ケースで対応せざるを得ないのではないかなというふうに考えてございます。いずれにしても何かあった場合に右往左往することのないように、想定できるものは想定して、本部の機能を充実させると申しますか、損なうというふうなことになるような計画を立ててまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） あなたの答弁を聞いて安心したとは言えません。本当に予想外、想定外のこと起きるのが自然の災害であります。そういう意味では、まだまだ研究の余地があるのではないかというふうに若干思いましたものですから、それらをやっぱり具体的にそうした有事の際にすぐ対応できるような体制、マニュアルある程度必要だと思います。マニュアルでは済まないことが想定外なのです。そういう意味では、職員個々がそうした対応に耐えられる訓練というか、精神的な面でやっぱり必要だと思うのです。そういう意味では、長々質問して申しわけないので、やめますけれども、本当に生命、財産を守るのだというふうな強い意識を持って取り組んでいただきたいと、このように思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君に申し上げます……

○9番（佐藤一廣） 終わりです。

○議長（佐藤忠吉） 答弁必要ですか。

○9番（佐藤一廣） 要らないな。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2、議案第10号** 平成23年度真室川町国民健康保険特別会計補正予算の

件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第3**、議案第11号 平成23年度真室川町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第4**、議案第12号 平成23年度真室川町介護保険特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。佐藤正美君。

○8番(佐藤正美) 先日24年度の保険料負担額が決定したわけなのですが、今回補正で繰り入れ部分として2,200万ほど入っています。それで、基金からも入っていますし、一般会計からも入っています。それで、最初、まず介護関係の基金としてこれ2つあるのです。介護保険給付基

金と介護保険臨時特例基金というのですが、これらについてちょっと説明、簡単に結構ですから。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 介護保険の2つの基金です。1つの給付基金のほうは、保険料の調整財源という形であります。臨時特例のほうは、第4期に限っての基金でありまして、処遇改善部分で報酬が4期も若干なりとも上がったという部分に対応すべく国から交付されたものを積み立てたものであります。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） いろいろ同僚議員の中からも保険料が上がるということはかなり負担が厳しくなるということ、話はこの前も出たのですが、それらのある意味で調整するのが繰入金だと思うのです。介護保険の財源内容見ますと、国と県と市町村が50%、あと被保険者が50%ということになっているのですが、まずちょっと国の交付金はいいののですが、1つ、これどの会計にもあるのですが、支払基金というのありますね。これどういう構成になっているのですか。ちょっとそれ説明してください。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 支払基金につきましては、2号被保険者、つまりは40歳から64歳までの被保険者が各保険のほうに加入しておりますので、例えば我々であれば共済組合、そちらのほうに介護保険相当分という形で納付されているものが全国的に管理されておりまして、その部分からの一定割合で介護保険給付費の負担割合という形で再度交付されてくるものであります。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） この前の課長の話もありましたが、被保険者が3年で約100人前後減ると。それから、その反対に被保険者が100人前後ふえるということですから、当然ながらこれ給付費が伸びていくのだらうと思うのです。これ保険料設定する上で適正負担といいますか、妥当な価格というところの辺が妥当だということちょっと判断しかねますが、一つの基準があると思うのです。例えばこの前新聞なんかでちょっと見たのですが、東根なんかは3,680円になったやつを基金を繰り入れて3,100円にしたとか、一番大きいのでこれ新潟県の上越市なんかは6,500円だということです。最上郡内の全体的な負担を見ますと、きのう、おととい教えられたやつを見ますと、大体似たようなレベルなのだと思うのですが、例えばこの負担金を500円なり1,000円なり圧縮するにはやっぱり繰り入れで調整するしかないのだと思うのです。この負担額の基準を決める上でたしか県にも相談するような話もこの前課長しましたけれども、何か基準があるのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 保険料そのものの基準というのはございません。ただ、県とヒアリングあるというのは、被保険者の推移、要介護認定者の推移、あと各サービスの利用の見込み、これについて国が示すワークシートという計算式があるのですが、その計算式のもととなる基礎数値として妥当かどうか。例えば極端なこと言えば、町の推計でもっと被保険者が伸びますよということになれば単価を下げることはできるのです。そういうような、例えば10%ずつ伸びますなんていう法外な計算していないかという意味のチェックはあります。今回は、どこの市町村、全国的に介護保険料が上がるという見込みがあったものですから、国としてはこれまで財政安定化基金ということで各市町村から一定額を県のほうに積み立てさせておいた基金、その部分からそれを取り崩して各市町村に交付するというような仕組みをとって、なるべく上がる幅を抑えるというような配慮も国ではなさっているようです。ただ、その目安は幾らかというのはなかなか難しいのですが、国としては平均的に、全国ならば5,000円程度の、前後というのが望ましいのかなというような思いでなされたようでありました。郡内もそれを受けての対応が多かったのかなというように思います。財源が豊かな東根市とか、そういうところは、被保険者です。被保険者が多いところは、やはり基金も多く保有されておったので、我々とは違う形で4期から5期へ少し低減するという措置もできたのかなというように感じます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） もう一つ、各会計に繰り出しをしているわけですが、繰り出しの基準ってあるそうです。介護保険においては、繰り出し基準というのは大体どの辺、どのような形で選定されるのか。

それから、今回負担料引き上げでこれから5期3年間これで運営すると思うのですが、今回は保険料上げたから、町債は発行しないと。来年、再来年と当然ながら費用はふえると思うのですが、今基金がゼロですから、一般会計から今度繰り入れをしていく必要性が出てきます。やっぱり保険料そのものは、もう3年間変わらないわけですけども、全体的な経費から介護保険会計の増額が見込まれるわけですから、これから当然繰り入れ分もふえるということになると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 一般会計からの繰り入れに関しては、これ国で定めている分がありまして、まずは給付費のほうは12.5%というように定まっております。あと地域包括とか任意事業、この部分については逆に基準額がまず決められておりますので、それに対して国、県が出して、残った分を町が繰り出すというような形になってございます。あと給与費、職員の給与費、さらには事務費については町が、任意事業とか、そういう国、県の負担分があるものを除いた部分です。それは、繰り出すということになっております。議員がおっしゃられる保険料の徴収分の不足並びに計画を超えた給付費の増という部分については、ルール分以外で一般会計から

繰り入れるということは原則的に認められておりませんので、不足した場合は、今回も今年度、23年度で県から安定化基金をお借りするのですが、その安定化基金からの借入れを行って、次期、5期で借りたものについては第6期の3年間でお返するという形になります。その返済財源については、保険料で賄うことになりますので、不足した分、5期で不足した分が6期で返すときは6期の分の保険料にその分が上乘せになっていくということになりますので、なるべく適正な給付費におさまるように我々も介護予防事業も含めて、各事業所のサービスについても適正利用を被保険者にも促したいなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで会議を閉じ、休憩いたします。

（午前 11時55分）

（休 憩）

（午後 1時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、議案第13号 平成23年度真室川町立真室川病院事業会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第6**、議案第14号 平成23年度真室川町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第7**、議案第15号 平成23年度真室川町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第8、議案第16号 平成23年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 5ページの1款1項1目1節の賃金の件なのですが、いわゆる予定額で2,774万9,000円ほどでやっているのですが、これなのですが、前もずっと同僚議員も質問なさっているわけなのですが、一般会計の繰り越しのほうから1,400万ほどの金をいつも投入してやっているわけなのですが、かなりのこれは赤字というふうに私どもは既に何回か申し上げているわけなのですが、この件で給与の分の中で区分、賃金となっていますが、ここでパート賃金というのが162万9,000円ほどあるのです。これは、いわゆる仕事をやっていて収入が上がっていないのですけれども、パートの賃金があるということはそこに何かしらの労力が出ているというふうなことで、こういうふうな経営体系でいいのかなというふうに思われる部分がここなのですが、それともう一つは、同じ5ページの中でその他事業収益というふうなことで240万ほどの増益収入なんかも見込まれているわけなのですが、この部分の説明をひとつお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） お答えいたします。

23年度の精算的な梅里苑関係のものになりますけれども、まず費用の部分からでありますけれども、賃金、食材費等の部分では全部精算の関係でございます。不用額出てくるということもありますが、そしてパート賃金でございますが、年間を通してのいわば極力賃金を減らすという部分での努力目標もございましたけれども、結果的にそういった震災絡みでいろんな部分での、これを機にいろいろと作業していただいた部分、そしてイベントも大型化になってくる部分もございますとどうしてもそれ以上の人数で対応しなければならないというようなこともございまして、その部分での上積み分でございます。

それから、収益の部分でございますが、その他の事業収益で240万9,000円ということで増収見込みということになっておりますが、このうち185万ほどがいわゆる震災絡みでそこに宿泊なされた、そこを避難所として活用してきた部分でのいわば営業補償というのでしょうか、請求したのに対して向こうから来たお金でございます。この内訳でございますが、4月1日から8月の24日までの間、避難所として受け入れをいたしました。その数、宿泊で4組で、延べ日数でいきますと161日ほどであります。そして、受け入れた人数でございますが、延べで360人分でございます。これは、宿泊の分については1泊4,507円という単価で補償していただいております。それから、食事の部分でございますが、食事につきましては147日分で、延べで757人分、1食当たり300円の実質単価でございます。これ合わせますと184万9,620円ということに

なりましての増収見込みということになります。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正君。

○4番（佐藤 正） そうしますと、梅里苑のいわゆる本来の事業やりながらこのたびは3.11の災害というふうなことでその受け入れというふうな部分もありまして、こういうふうな収入の部分では増額というふうになっているわけですが、ここで本来の仕事の面で一部、梅里苑の温泉のほかにはいわゆる遊楽館の部分がかみ合わさっているというふうな部分があって、遊楽館の部分の収益の部分が少ないというふうな部分でマイナス部分が出ているというふうなことも伺っておりますが、どのぐらいのそこの部分の差額があるのですか。その件もひとつお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 遊楽館単独というのでしょうか、特別会計の中に含まれている遊楽館分に関する収入、支出の差でございますが、収入につきましては2,272万9,000円ほど、支出につきましては2,126万2,000円ほどでありまして、その差額が約147万ほどということになります。その部分がいわゆる遊楽館の賄い切れない差額だというふうにご理解していただきたいと思えます。なお、これにはさらに一般会計で支出している部分もございますので、さらに100万ほどこれに追加されるものというふうにご認識しております。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正君。

○4番（佐藤 正） そうしますと、非常に財政がこれから楽でなくなるというふうな部分の中で、これほどのまずマイナス部分が出ているというふうなことから、果たしてこのまま梅里苑の経営を存続させていくということについてどうなのかなというふうなことも考えられるわけです。そこで、町民にアンケートでもとって、今後残していくべきものなのか、そういう部分も確認をするというふうなことが必要であろうと思うのですが、町長にお伺いします。この部分の中で今後もまた継続したままで経営をやっていくのか、それとも何かこの経営の部分の中にもっと経営の方針を変えていく考えがあるのかを伺いたしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 梅里苑を閉じるというような考えは、持っておりません。24年の予算に対してもリニューアルを考えながら進めてきているところでありますので、まきボイラーの導入というようなことも含めて経費の削減等を図りながら運営していきたいと考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。

佐藤正君、3回終わりました、どうしてももう一回必要ですか。

○4番（佐藤 正） もう一回お願いします。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 町長の考えはわかりますけれども、今後もこのぐらいのペースでマイナスが残っていくというふうになっていった場合、リニューアルもしまして、いろんな努力はしているわけですから、さらにこの努力をずっと継続していてもマイナス部分が出てくるというふうなことになった場合、ここ二、三年ぐらいは新しい支配人にもなっているわけですから、その結果も見なくてはわからないという部分もあるかと思いますが、今後このようなことがずっと続くというふうなことになればどのような考えを持っていくのかなというふうな部分をちょっとお聞きして終わりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 病院事業もそうであります。だったら、病院もやめるのかのような質問でありますけれども、努力をしながらとはいって、確かに赤字経営というふうなことでは大変申しわけなく思っております。そこの中でも雇用面あるわけでありまして、またずっと言ってきましたけれども、町内の商店の活性化にもつながっていますし、また料理の人も年々上手になって、人が足りないという部分ではまだまだ不足な面はあるわけでありましてけれども、先ほど言ったことも踏まえながら努力を今後もしてまいりますので、議員の皆さんもぜひ梅里苑を利用していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第9**、以上をもって本日の会議日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次回の本会議は3月14日午後4時より開会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 1時14分）